

公共工事における

環境配慮指針

(第三版)

平成30年3月（令和3年4月1日 一部改正）

宮崎市

目 次

第1章 環境配慮指針の基本的事項.....	1
1 環境配慮指針策定の趣旨.....	1
2 目的.....	1
第2章 環境配慮指針の基本方針.....	2
第3章 環境配慮指針の推進体制.....	3
1 環境配慮指針の運用.....	3
2 推進体制.....	4
3 環境配慮指針の見直し.....	5
4 その他.....	5
【別添】	
運用の流れ.....	5
環境配慮指針チェックシート様式.....	6

第1章 環境配慮指針の基本的事項

1 環境配慮指針策定の趣旨

「公共工事における環境配慮指針（以下「環境配慮指針」という。）」は、宮崎市環境基本条例第10条に基づき、「宮崎市環境基本計画」を推進する一環として、宮崎市が実施する公共工事における環境配慮事項を定め、行政、事業者などすべての主体が自主的かつ積極的に、環境の保全と創造に向けた行動に取り組むために、平成14年度に初版を策定した。

その後、平成19年度に一度見直しを行った後、今回、第三次宮崎市環境基本計画の策定に併せ、第三版を策定するものである。

環境配慮にあたっては、「国等による環境物品等の調達に関する法律（通称：グリーン購入法。平成12年5月31日号外法律第100号）」に基づき、環境に配慮した物品等の調達に努めるとともに、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（通称：建築物省エネ法。平成27年7月8日号外法律第53号）」を踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の向上を実現できるよう、積極的な新技術の導入、再生可能エネルギーの活用等に努めるものとする。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日号外法律第117号）」並びに「宮崎市環境基本計画」に基づき、実効的・継続的な温室効果ガスの排出の削減にも努めるものとする。

2 目的

環境配慮指針は、市が実施する公共工事において、直接または間接的に環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）及び工法を採用することにより、環境への負荷を低減し、自然環境・生活環境の保全に努め、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して実施することを目的とする。

第2章 環境配慮指針の基本方針

環境配慮指針策定の趣旨に示した「宮崎市環境基本計画」の5つの長期的目標のうち、公共工事と関連の高い4つの目標を環境配慮指針の基本方針とする。

【宮崎市環境基本計画における長期的目標・取組の方向性】

I 低炭素社会の構築

- 1 エネルギー使用による環境負荷を低減できるまち
- 2 環境にやさしいコンパクトなまち
- 3 地球温暖化対策のためにできることを一人ひとりが実践するまち

II 循環型社会の形成

- 1 ごみの減量やリサイクルに取り組むまち
- 2 水資源を適正に保全し、有効に活用するまち

III 自然環境の保全

- 1 自然環境を守り、次世代につないでいくまち
- 2 多様な生き物と人が共存・共生するまち
- 3 豊かな自然とふれあうことのできるまち

IV 生活環境の保全

- 1 花と緑が豊かな、快適に生活できるまち
- 2 歴史・文化資源を守り、生かし、継承していくまち
- 3 安全・安心で健康に暮らせるまち

第3章 環境配慮指針の推進体制

1 環境配慮指針の運用

(1) 環境配慮指針の対象

原則として、宮崎市が実施する全ての公共工事を対象とする。

ただし、緊急工事（災害に伴う緊急復旧工事、電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事、災害等の未然防止のための応急工事など、災害又は事故等により緊急に実施しなければ、市民生活に重大な支障を及ぼす工事）は除く。

また、国、県の補助事業についても、可能な限り本指針の内容を考慮していくものとするが、補助事業の採択要件を優先するものとする。

(2) 報告点検・チェックシート

環境配慮指針の実施状況を確認するため、報告点検を行う工事を「1,000万円を超える全ての工事」とする。

環境配慮指針の実施状況の報告は、「環境配慮指針チェックシート」（6ページ参照）により行う。

(3) 実施期間

平成30年度から実施する。なお、社会情勢の変化、技術の進歩、点検の結果等を踏まえて、所要の見直しを行うこととする。

2 推進体制

(1) 実行部門

環境配慮指針の実行部門は公共工事を実施する課等であり、各課等においては、自主的な取組を率先して進め、環境に配慮した公共工事の推進を図る。

また、公共工事を受託する事業者に対しても、環境配慮指針の周知・徹底を図る。

実行部門	役割
課長	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事における環境配慮について改善すべき点が次回の類似工事で改善されるよう必要な措置を講じる。 当該年度内の「環境配慮指針チェックシート」を翌年度4月末までに環境部長に提出する。
課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> 課内での推進・調整を行い、指針の円滑かつ適切な運用を図る。 当該年度内の「環境配慮指針チェックシート」を取りまとめて、課長の承認を得る。

(2) 管理部門

管理部門は、実行部門の環境配慮指針の実施状況等についての評価、環境配慮指針の運用のために必要な措置についての協議、並びに、実行部門への必要な指示を行う。

管理部門	役割
市長 (環境管理総括者)	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮指針の実施状況等について定期的に公表する。 環境配慮指針の運用のために必要な措置等（目標の設定や改善事項など）について決定する。 環境配慮指針の見直しを行う。
環境基本計画 推進庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮指針の実施状況等について評価する。 環境配慮指針の運用のために必要な措置等（目標の設定や改善事項など）について協議する。
環境部長 (環境管理責任者)	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮指針の実施状況等を環境基本計画推進庁内会議に報告する。 環境配慮指針に基づく取組を着実かつ効果的に推進するため、市長が決定した措置等に基づき、公共工事を実施する課等に対して必要な指示等を行う。
環境政策課 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 実行部門からの実施状況の報告を受け、全体の集約を行う。 技術検査室に意見照会を行う。

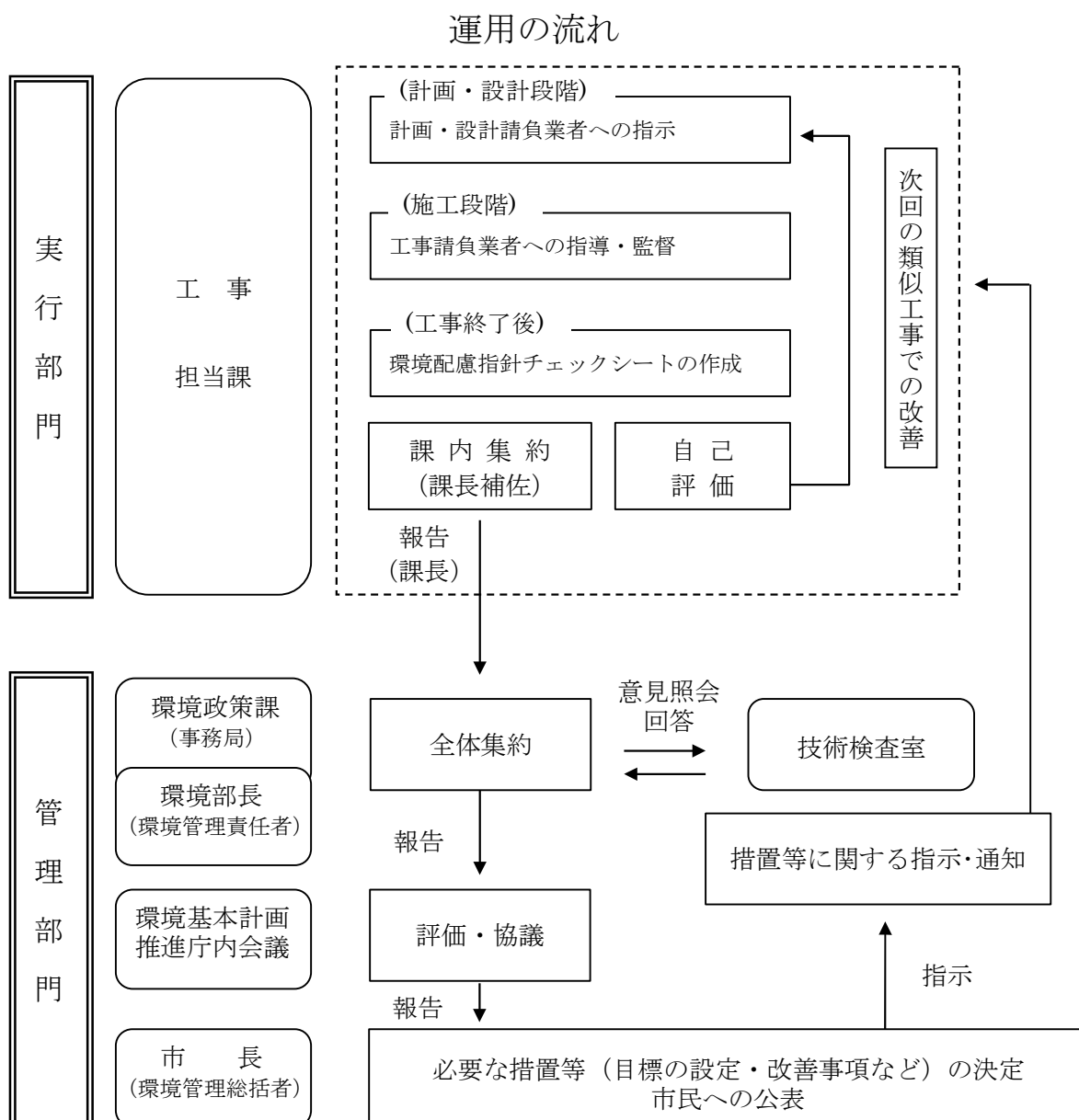
3 配慮指針の見直し

市長は、実施状況等を踏まえて、必要に応じて環境配慮指針の見直しを行う。

4 その他

環境配慮指針の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

【別添】



-

公共工事における環境配慮指針チェックシート

作成日： 年 月 日

年 度	年度	担 当 課 名			
契 約 番 号		担当者職氏名		内 線	
工 事 名					
工 事 場 所					
契 約 金 額	円	契 約 期 間	年 月 日～	年 月 日	
契 約 者		補助・交付金 事 業	無・有（国・県・その他）		

決裁区分	<input type="checkbox"/> 担当課長まで決裁済み
------	-------------------------------------

合計数	○：実施した		達成率
	×：実施できず		
	－：該当なし		

環境配慮事項

1 低炭素社会の構築	実施 状況	特記事項
(1) 長寿命化に適した資材やLED照明など、環境負荷の少ない製品の 使用を心がけ、省エネルギー、省資源に努める。		
(2) 太陽光、太陽熱等の再生可能エネルギーの利活用を推進する。		
(3) 工事は可能な限り効率化・合理化し、工期の短縮を図る。		
(4) 工事車両等は低公害車を積極的に導入し、エコドライブを実践する。		
(5) 工事完了後の維持管理が行いやすい資材・工法、環境負荷の少ない資材・工法に努める。		
2 循環型社会の形成	実施 状況	特記事項
(1) 建設素材・資材等については、再生されたものや再生可能なものを積極的に使用する。		
(2) 間伐材や現存表土など自然素材の活用に努める。		
(3) 工事期間中の節水に努める。		
(4) 雨水の流出抑制を積極的に図るとともに、水の有効利用に努める。		
(5) 建設副産物の発生抑制・再利用・適正処理（3R）を推進する。		
3 自然環境の保全	実施 状況	特記事項
(1) 自然・生態系への影響に配慮し、本市のもつ豊かな自然環境の保全に努める。		
(2) 野生生物に配慮し、当該生息域に与える影響を極力小さくする。 （移動経路、構造物、繁殖時期、代替生息地等）		
(3) 工事を行う際の制限区域を最小限にとどめ、多様な生き物と人が共存・共生するまちの保全に努める。		
(4) 周辺の自然と調和した法面や壁面、敷地等の緑化整備を推進する。		
(5) 周辺地域の環境に配慮し、地域の特性に合った植栽・緑化を進め、周辺の緑との調和を図る。		
4 生活環境の保全	実施 状況	特記事項
(1) すべての市民に配慮し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。		
(2) 周辺の街並みと調和した景観形成に努めるとともに、歴史・文化資源の保全と活用に努める。		
(3) 屋外照明や反射光等が、景観や周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮する。		
(4) ダイオキシン対策やシックハウス対策等に努め、環境リスクの少ない建材や工法を採用する。		
(5) 騒音、振動、粉じん、排出ガス、土壌汚染等の公害発生防止に努める。		